

法定相続分を超える遺産分割に対する否認の請求に理由がないとされた事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成27年11月9日
【事件番号】 平成27年（ネ）第2013号
【事件名】 否認請求控訴事件
【裁判結果】 控訴棄却（確定）
【参照法令】 破産法160条3項・168条4項、民法906条・907条
【掲載誌】 金判1482号22頁

LEX/DB 文献番号 25541921

事実の概要

1 本判決が摘示する事案の要旨は概ね以下の通りである。

本件は、本件破産者の破産管財人である控訴人Xが、本件破産者の兄である被控訴人Yに対し、本件破産者がYとの間で平成22年1月9日に行った亡父（平成21年7月8日死亡）の遺産分割協議（以下「本件遺産分割協議」という。）のうち、Yがその法定相続分を超えて遺産を取得するものと合意した部分（以下、Yが法定相続分を超えて取得する部分を「本件超過取得部分」という。）が破産者の支払停止（平成22年5月6日ころ）の6月以内にした無償行為に当たると主張して、破産法160条3項に基づいて否認権を行使するとともに、同法168条4項に基づき、本件超過取得部分相当額であるとする9,256万6,440円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年10月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、遺産分割協議と無償性について後記判例の解説二の解釈を行った上で、本件破産者においては、従前の亡母の遺産相続を含めて、本件遺産分割協議によって、実質的には、法定相続分相当額に匹敵する程度の財産を取得したとみる余地が十分あり得ることを理由に、本件超過取得部分に係る合意が共同相続人間の実質的公平を実現するものとはいえない場合に当たると認めることは困難であるので、無償行為として否認の対象とな

るとはいえないと判断して、Xの請求を棄却した。

Xは、これを不服として、破産裁判所の許可を得て、原判決の事実認定及び法令の解釈の誤りを主張し、本件控訴を提起した。

2 本件遺産分割協議の内容は、概ね次の通りである。

(1) 本件遺産の内容は、①A市Bに所在する本件土地63筆、②本件土地63筆のうち宅地1筆上の建物4棟、③有限会社C（以下「C」という。）の株式2,500株、④信用金庫等への出資金合計30万1,000円、現金30万円及び預貯金合計1,511万1,013円、⑤Cに対する未収入金471万6,667円及び貸付金83万4,869円、⑥その他（省略）。

(2) 本件遺産全部の価額（財産価額から債務及び葬儀費用の合計769万0,602円を控除した純資産評価額）は、2億3,710万2,600円である。

本件遺産中の本件土地63筆のほとんどは、亡父が先代から相続により取得したものであるところ、相続税申告によると、本件土地63筆の価額の合計金額は2億2,524万3,683円である。

(3) 本件遺産分割協議では、本件破産者が、本件土地63筆のうち宅地1筆（地積393.71平方メートル。以下「本件β土地」という。）及びCの株式2,500株を取得し、Yが残りの遺産すべてを取得するものと合意された。

本件破産者が相続した本件β土地は、本件破産者が亡父の生前から自宅敷地として使用している土地である。また、本件β土地の相続税申告にお

ける価額は2,598万4,860円である。本件破産者とYの取得額（Yについては、取得財産の価額から債務（葬儀費用及び相続債務）769万0,602円を控除した純資産額）は、本件破産者が2,598万4,860円、Yが2億1,111万7,740円である。

判決の要旨

1 遺産分割協議が無償行為に当たるか

「共同相続人が行う遺産分割協議において、相続人中のある者がその法定相続分又は具体的相続分を超える遺産を取得する合意をする行為を当然に贈与と同様の無償行為と評価することはできず、遺産分割協議は、原則として破産法160条3項の無償行為には当たらないと解するのが相当である。」「もっとも、遺産分割協議が、その基準について定める民法906条が掲げる事情とは無関係に行われ、遺産分割の形式はあっても、当該遺産分割に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情があるときには、破産法160条3項の無償行為否認の対象に当たり得る場合もないとはいえないと解される。」

2 無償性の特段の事情の有無について

「本件遺産分割協議については、(ア)本件遺産中の多数の土地が代々当主に受け継がれていた経過を尊重して、長男であるYにこれらのほとんどを取得させたものであること、(イ)他方、亡父の生前の事情として、亡父は、本件破産者に対して、①甲野家が代々承継して守ってきた財産とは別の本件α土地とその上の建物¹⁾については、亡母の相続の際、本件破産者に優先的に取得させ、②本件破産者にCの経営を引き継がせた上、Cの亡父に対するほとんどの債務（合計4,542万円）を免除し、③本件破産者の住宅を本件β土地上に建築することを認め、亡父自ら本件住宅ローンの保証人になったり、同土地上に抵当権を設定したりして、本件破産者の住居を確保できるようにしていたことが認められる。また、本件遺産分割協議によって、Yが甲野家の当主として本件遺産の大部分を占める土地の維持管理のほか、相続債務その他諸費用の負担をするに至っていることが認められる。してみれば、本件遺産分割協議は、本

件破産者においては、本件遺産分割協議以前に一定の経済的利益を受けていたことを踏まえてなされたものであるということが出来る。」

「そうすると、本件遺産分割協議について、遺産分割協議の基準について定める民法906条が掲げる事情とは無関係に行われたものであり、遺産分割に仮託してされた財産処分であると認めることができるような特段の事情があるということは困難である。」

判例の解説

一 遺産分割協議が否認権行使の対象となることについて

遺産分割協議²⁾は、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということが出来るから、相続人の債権者による詐害行為取消権（民法424条）行使の対象となり得るとするのが判例³⁾である（最二小判平11・6・11民集53巻5号898頁⁴⁾）。

そして、否認権も、詐害行為取消権と沿革的に共通の起源をもち、また、責任財産回復の点で共通の目的をもっていることから⁵⁾、同様に考えられる⁶⁾。

二 遺産分割協議が否認権行使の対象となるための要件について

もっとも、遺産分割協議が相続人の債権者による詐害行為取消権行使の対象となるとしても、①特別受益（民法903条）及び寄与分（民法904条の2）の考慮や、②いわゆる「遺産分割自由の原則」⁷⁾の観点から、債務者である相続人が法定相続分を下回る財産を取得する結果となる遺産分割協議がされた場合であっても当然には詐害行為取消権行使の対象とはならないとされ、この点に関する議論の進展が期待されていた⁸⁾。詐害行為となる場合を限定する見解としては、例えば、債権者が相続債権者か相続人の債権者であるのか、その内容が贈与的性格の強いものであるかどうか等を審査することが必要であるとする説⁹⁾、共同相続人に害意がある場合に限り取り消し得るとする説¹⁰⁾等があった。

この問題について、原判決は、否認権行使の要件該当性（無償性）が争われた事案において、法

定相続分又は具体的相続分を超えた遺産の取得を合意した遺産分割について無償性を認めるには、当該遺産分割において考慮された個別具体的な事情（民法906条に例示された個別的な事情のほか、一切の事情の1つとして、被相続人が生前に漏らしていた意思も含まれると解される。）を検討し、これらを総合的に考慮しても当該遺産分割が共同相続人間の実質的公平を実現するものとはいえないと認められる場合であることが必要であると判示していた。これに対し、本判決は、遺産分割協議が原則として破産法160条3項の無償行為には当たらないとした上で、「遺産分割協議が民法906条が掲げる事情とは無関係に行われ、遺産分割の形式はあっても、当該遺産分割に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情」があるときに限って、無償行為否認の対象に当たり得る場合がある旨、判示した。本判決は、当該遺産が相続人の債権者の引き当てといえるか、あるいは相続人の債権者の期待を保護すべきかといった観点で検討を行い、原判決よりも無償行為に該当する場合を限定する判断を下したものと思われる¹¹⁾。

三 その他の問題

本判決は、相続人の債権者との関係において、遺産分割協議が特段の事情のあるときに限って無償行為否認の対象に当たり得るとして、特段の事情の有無について具体的に判断した控訴審判決であり、同種事例の解決に参考となる。これに対し、相続債権者との関係で遺産分割協議が詐害行為取消権又は否認権行使の対象となり得る要件については、今後の課題であろう。可分債務の当然分割説をとる判例のもと、相続人の債権者と比べて相続債権者をより保護すべきとの価値判断が働くとすれば、特別受益（民法903条）及び寄与分（民法904条の2）を考慮するものとして合理的理由がある場合を除き、法定相続分と異なる分割内容の遺産分割は原則として詐害行為取消権又は否認権行使の対象となり得るとする考え方も成り立ち得るであろうか。

なお、原判決は、相続人の債権者の期待について、「本件遺産分割協議は、相続開始後1年以内に行われており、本件破産者の破産債権者の大半

も相続開始以前から存在していたので、本件遺産が事実上債務者である本件破産者の財産を構成し、一般債権者もそこから弁済を受けることを合理的に期待し得る状態にあったとは評価することができない」と判示している。この摘示内容は、前掲最判平11・6・11が詐害行為として取り消すことができると判断した事例との違いを理解する上で参考になるが、詐害行為性又は無償性を検討する上で相続人の債権者の期待をどのように位置づけるべきか、理論的な問題は残されているように思われる。

●—注

- 1) 本判決が認定した事実によれば、本件α土地とその上の建物は、亡母の遺産であり、亡母の死亡後の平成12年、亡父の提案により、本件破産者が単独で相続したものである。なお、本件α土地の路線価は、亡母が死亡した年である昭和62年分路線価図で1,821万5,840円、亡父の死亡の年である平成21年分路線価図で2,461万6,000円であり、本件破産者が平成22年3月25日に本件α土地とその上の建物を処分した際の売却価格は計1,500万円であった。
- 2) 遺産分割協議（最二小判平11・6・11民集53巻5号898頁）と相続の放棄（最判昭49・9・20民集28巻6号1202頁は、詐害行為取消権の対象とならないとする。）・財産分与（最判昭58・12・19民集37巻10号1532頁は、民法768条3項の規定の趣旨に反して不当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情のない限り、詐害行為とはならないとする。）との関係について、「最高裁判例解説民事篇 平成11年度（上）」（法曹会、平成14年）479頁以下〔佐久間俊夫〕、全国倒産処理弁護士ネットワーク編著『破産実務Q&A200問』（きんざい、平成24年）95頁〔蓬田勝美〕、民法判例百選Ⅲ 親族相続（有斐閣、2015年）139頁〔佐藤岩昭〕参照。なお、相続の放棄については、詐害行為取消権の対象とならないとする見解が通説であるが、相続債権者と相続人の債権者とを区別し、相続人の債権者による詐害行為取消権行使を肯定する見解が有力となっているようである（『新版注釈民法（27）相続（2）〔補訂版〕』（有斐閣、平成25年）632頁〔犬伏由子〕、大島俊之『債権者取消権の研究』（大阪府立大学経済学部、昭和61年）60～69頁、潮見佳男『相続法〔第5版〕』（弘文堂、平成26年）54～56頁）。
- 3) 相続人の債権者が詐害行為取消権を行使した事案である。当該相続人は、当該債権者が債務弁済の引当てとして期待していた遺産を取得しないこととする遺産分割協議を行ったものである。なお、前掲注2）『新版注釈民法（27）相続（2）〔補訂版〕』632頁〔犬伏由子〕及び513頁〔谷口知平・松川正毅〕は、「事実上の相続放棄」の

事案と位置づけている。

- 4) 学説も積極説が多数説である(前掲注2)「最高裁判例解説民事篇 平成11年度(上)」477頁[佐久間俊夫]、前掲注2)民法判例百選Ⅲ 親族相続139頁[佐藤岩昭]。これに対して、少数説は、遺産分割の安定性を保護する目的で、民法260条を遺産分割に対する詐害行為取消権の特則と考え、遺産債権者が遺産分割への参加申出をしなかった場合には(ただし、相続人には通知義務はない。)、詐害行為取消権を有しないとす(中川善之助=泉久雄『相続法〔第4版〕』(有斐閣、平成12年)346頁他)。
- 5) 詐害行為取消権と否認権との異同について、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』(有斐閣、平成26年)501頁、伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』(弘文堂、平成26年)1061頁参照。
- 6) 伊藤眞・前掲注5)『破産法・民事再生法〔第3版〕』509頁、前掲注2)『破産実務Q&A 200問』95頁[蓬田勝美]。
- 7) 相続人は、遺産分割協議において、法定相続分や具体的相続分とは異なる割合での分割も可能であり、共同相続人の自由意思に基づく合意によるものであれば、基本的にはこれを尊重すべきとされる(前掲注2)「最高裁判例解説民事篇 平成11年度(上)」482頁[佐久間俊夫]。前掲注2)『新版注釈民法(27)相続(2)〔補訂版〕』319頁[潮見佳男]は、民法906条の基準に違反したことをもって、遺産分割が無効となることはないとする。
- 8) 前掲注2)「最高裁判例解説民事篇 平成11年度(上)」482頁[佐久間俊夫]。
- 9) 判時916号158頁(判例評論)[中川良延]。中川良延教授は、①相続債権者との関係では、被相続人の過分債務が相続により各共同相続人に法定相続分に従って当然に分割されるとする当然分割説が判例であることに鑑みると、相続債権者の保護を重視すべき(相続債権者による詐害行為取消権の行使を認めるべき)、②相続人の債権者は、相続債権者に比べ保護の必要性は弱いものの、相続人の相続分による引当てを期待して債権者となった者の保護は検討すべき、③贈与的性格の強い遺産分割は詐害行為取消権行使の対象とすべきものの、遺産分割は特別受益や特別寄与の認定評価が絡んで手続及び内容面で複雑微妙性を帯びるので、詐害行為性の評価は慎重になされるべき等の見解を述べており、示唆に富む。
- 10) 高木多喜男『遺産分割の法理』(有斐閣、平成4年)207~208頁。
- 11) 本判決は、上記判断の理由として、民法906条に定める遺産分割の基準を挙げて、「相続人である破産者が遺産分割によって法定相続分ないし具体的相続分を下回る遺産しか取得しなかったとしても、それは、民法906条に則り、上記の一切の事情を考慮した結果であることもあり得るから、その詐害性を直ちに認めることはできない」とした上で、「遺産分割協議は、相続人である破産者の財産を形成していたものが無償で贈与された場合と異なり、元々破産者の財産でなかったものが、遺産分割

の結果によって相続時にさかのぼってその効力を生じ、破産者の財産とならなかったことに帰着するものであるから(民法909条)、この点からみても、破産法160条3項所定の無償行為として、典型的に対価関係なしに財産を減少させる行為と解するのは相当ではない」、「実質的にみても、債務者たる相続人が将来遺産を相続するか否かは、相続開始時の遺産の有無や相続の放棄によって左右される極めて不確実な事柄であり、相続人の債権者は、直ちにこれを共同担保として期待すべきではないというべきものである(最高裁判所平成13年11月22日第一小法廷判決・民集55巻6号1033頁)」と述べる。

弁護士 三森 仁